

預金保険法第80条に基づく報告書

平成14年7月9日

第三信用組合

金融整理管財人 安田 孝甫
金融整理管財人 流矢 大士

目 次

I. 業務及び財産の状況等に関する報告

| | |
|-----------------------------------|----|
| 1. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について | 1 |
| (1) はじめに | 1 |
| (2) 経営破綻の原因 | 1 |
| ① 当組合をとりまく経営環境と経営状況 | 1 |
| ② 経営破綻に至った経緯 | 2 |
| ③ 破綻に至った要因 | 2 |
| (3) 管理を命ずる処分までの状況 | 3 |
| ① 資本の状況 | 3 |
| ② 自己資本回復の断念 | 3 |
| 2. 業務及び財産の状況について | 4 |
| (1) 与信業務 | 4 |
| (2) 預金業務 | 4 |
| (3) 投資等業務 | 5 |
| ① 投資有価証券 | 5 |
| ② 商品有価証券 | 5 |
| (4) 固定資産の状況 | 5 |
| (5) 不良債権の状況 | 6 |
| (6) 関係会社の状況 | 6 |
| 3. 事業譲渡等の見込みについて | 7 |
| (1) 基本方針 | 7 |
| ① 早期譲渡 | 7 |
| ② 優良な顧客基盤・資産の維持 | 7 |
| ③ 経費の削減 | 7 |
| ④ 地域金融機能の維持 | 7 |
| ⑤ 内部管理体制の整備 | 7 |
| ⑥ 責任追及体制の整備 | 7 |
| (2) 具体的施策 | 7 |
| (3) 事業譲渡の見込み | 8 |
| 4. 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について | 8 |
| (1) はじめに | 8 |
| (2) 刑事責任追及について | 8 |
| (3) 民事責任追及について | 8 |
| ① 旧経営陣に対する民事責任追及のための調査方針 | 8 |
| ② 調査の結果 | 9 |
| ③ 調査結果に基づく検討 | 10 |
| (4) 旧経営陣に対する損害賠償請求権等の処理 | 11 |

II. 経営に関する計画

| | |
|--|----|
| 1. 「業務及び財産の管理に関する計画」の基本方針 | 12 |
| (1) 円滑な事業譲渡の早期実施 | 12 |
| (2) 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持、 優良な顧客基盤の維持 | 12 |
| (3) 公的費用の極小化 | 12 |
| (4) 地域経済への配慮 | 12 |
| (5) 内部管理体制の確立 | 12 |
| (6) 旧経営陣等の責任追及体制の確立等 | 13 |
| 2. 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持の方針 | 13 |
| (1) 基本運営方針 | 13 |
| (2) 管財人会議・業務運営会議の設置 | 13 |
| (3) 個別業務運営方針 | 14 |
| ① 与信業務運営方針 | 14 |
| ② 資金調達業務運営方針 | 14 |
| ③ 投資業務運営方針 | 15 |
| ④ 経費運営方針 | 15 |
| ⑤ その他の業務運営方針 | 15 |
| 3. 事業譲渡等を円滑に行うための方策 | 15 |
| (1) 経済責任の明確化 | 15 |
| ① 旧経営陣の辞任等 | 15 |
| ② 役員退職慰労金 | 15 |
| (2) 経費の削減 | 15 |
| ① 人員及び人件費の削減 | 15 |
| ② 物件費の削減 | 16 |
| (3) 店舗統廃合 | 16 |
| (4) 保有資産の処分 | 16 |
| (5) 内部管理体制の整備 | 16 |
| (6) 関係会社の整理 | 16 |
| (7) 不良債権の回収強化 | 16 |
| 4. 法令等の遵守 | 17 |
| 5. 預金保険法第83条に定められた措置を効果的に 実施するための体制整備等 | 17 |

I. 業務及び財産の状況等に関する報告

1. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

(1) はじめに

当組合は、平成13年11月30日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「その財産をもって債務を完済することが出来ない」状況にある旨の申出を行ないました。これを受け、同日、金融庁長官より預金保険法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」（以下「管理を命ずる処分」と言います。）を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法第80条に基づく報告命令に対し、当組合の業務及び財産の状況等につき調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成13年11月30日に金融整理管財人に選任されながら直ちに開始いたしましたが、時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分ではないかと思われる事項もあります。しかしながら、預金保険法第83条に基づく旧経営陣等の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査もすすめており、これらについても、後日、より明らかにできるものと考えております。

(2) 経営破綻の原因

①当組合をとりまく経営環境と経営状況

ア. 設立及び経営理念

当組合は、昭和26年11月21日、組合員の経済的活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図るため地区内の中小規模の事業者、勤労者その他の協同組織により、組合員に必要な金融事業を行うことを目的として設立されました。当組合は、上記設立以来、協同組織金融機関として、顧客、信用組合、職員との「三位一体」の経営姿勢により地域社会の発展並びに地域の顧客に対する奉仕を経営理念として運営をして参りました。

イ. 営業地区及び店舗

営業地区については、東京都のうち中央区、千代田区、台東区、練馬区、杉並区等18区及び武蔵野市、西東京市等4市と定めております。

店舗は、昭和26年11月、東京都中央区日本橋茅場町（現在の本店所在地）において営業を開始した後、順次店舗展開を拡大して参りました。

ウ. 営業体制

営業体制は主として訪問・集金活動により小口の預金を集め、それを地域の中小零細企業及び個人事業者等に対して融資する等地域密着経営を図る一方、人件費を含めた経費の削減に努めてまいりましたが、長引く不況による取引先の事業悪化等から償却・引当金等の増加により自己資本の減少を招くに至りました。

②経営破綻に至った経緯

平成12年3月末日を基準日として実施した自己査定における自己資本比率は、4.84%でしたが平成13年3月末日を基準日として実施した自己査定における自己資本比率は、1.59%まで低下しました。

平成12年10月に関東財務局の検査（平成12年3月末基準）が実施され、その検査結果（平成13年5月通知）を踏まえて、平成13年9月末日を基準日として自己査定を実施しましたところ、取引先の業況悪化などから、新たに償却・引当金が1,043百万円必要となり合計で4,044百万円の償却・引当金の計上を余儀なくされ、自己資本の充実が喫緊の課題となりました。

しかしながら、景気の低迷が長引く我が国全体における現在の厳しい経済状況及び小規模金融機関における厳しい経営環境のなかにおいては、債務超過を早急に解消する有効な改善策が見出せず、さらに、時価会計の導入により有価証券の評価損額が平成13年9月末日現在において、1,034百万円あり、その減損処理を加えると2,385百万円の債務超過の状況となりました。その結果、自己資本比率では平成13年3月末日の1.59%より更に劣化して、▲12.63%となりました。

こうした状況の中にあって、自主再建は極めて困難と考えられ、当組合では預金者をはじめ、取引先の信頼を維持することは困難であると判断し、預金保険法第74条第5項に基づく破綻申出を行うに至ったものであります。

③破綻に至った要因

ア. 経営体力の欠乏

当組合の顧客は、地区内の中小規模の事業者、勤労者であり、比較的零細な者が多く、当組合としてもそもそも経営体力が欠乏していました。その為、いわゆるバブル経済崩壊後は、顧客である中小企業の経営状況は悪化し、当組合においても延滞債権の増加、利息収入の減少という重大な経営上の問題が生じてきました。

このような状況の中、十分な利益確保ができず、更に経営体力が失われていきました。

イ. 信用リスク管理体制の不備

当組合の破綻の要因としては、自己査定について妥当性の検討がなされていないことや引当金算定について基準に反し、牽制機能が働いていないことなど、信用リスクに対する認識不足及び理解不足が上げられます。また、融資先に対する評価が主観的であったため、返済状況にのみ着目し、財務内容の分析等実態把握が不十分であったこと、優良取引先確保の努力が不足していたこと、大口債権化の抑制など貸出資産の管理・回収や健全化への取組みが不充分であったこと等があげられます。

余資運用面では、有価証券運用基準が策定されておらず、単に商品案内書等による表面金利や発行体の格付けにより判断し、商品性やリスクの把握を行っていないなど、リスク管理・検討が不十分なものとなっていました。

(3) 管理を命ずる処分までの状況

① 資本の状況

当組合は、平成13年3月期決算で自己資本比率が1.59%となったことから、同年5月31日金融庁より、協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第26条第1項の規定に基づく業務改善命令を受け、自己資本充実策を織込んだ経営改善計画書の策定に着手しました。

一方、平成12年10月、関東財務局により検査が実施され、平成13年5月14日、この検査結果が通知されたことを踏まえて、平成13年9月末日現在の自己査定を実施致しました。

この結果、貸倒引当金の引当額が新たに1,043百万円必要となる事が判明し、更に有価証券の評価損額が1,034百万円発生したことから全体として2,385百万円の債務超過の状況になりました。

② 自己資本回復の断念

当組合は、平成13年3月末日現在においては、自己資本比率が1.59%に低下したことから、自己資本の充実が喫緊の課題となりました。

しかしながら、景気の低迷が長引く厳しい経済状況及び小規模金融機関における厳しい経営環境のなかにおいては、債務超過を早急に解消する有効な改善策が見出せず、自力再建は不可能との判断をせざるを得ませんでした。

よって、かかる判断のもと、当組合は、前述のとおり、平成13年11月30日、預金保険法第74条第5項に基づく破綻申出を行うに至りました。

2. 業務及び財産の状況について

(1) 与信業務

当組合の与信業務については、不動産業、建設業を主要業種として中小零細企業や個人事業者への融資が多くを占めております。

<貸出残高推移> 店舗数：7店

(単位：百万円、%)

| | 10年3月末 | | 11年3月末 | | 12年3月末 | | 13年3月末 | | 業界平均 (13年3月末) | |
|--------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|------------------|-------|
| | 残 高 | 構成比 | 残 高 | 構成比 |
| 貸出金 | 28,045 | 100.0 | 28,507 | 100.0 | 27,453 | 100.0 | 26,387 | 100.0 | 42,927 | 100.0 |
| うち中小企業 | 17,911 | 63.9 | 18,814 | 66.0 | 18,645 | 67.9 | 18,213 | 69.0 | 29,059 | 67.7 |
| うち個人 | 10,133 | 36.1 | 9,693 | 34.0 | 8,807 | 32.1 | 8,173 | 31.0 | 13,325 | 31.0 |
| うちその他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 543 | 1.3 |

※「その他」には、地方公共団体が含まれる。

(2) 預金業務

当組合の預金は個人預金の構成比が高く、主に中小企業主やその家族、従業員、知人への営業活動を行うことにより預金が維持されてまいりました。

<預金残高推移> 店舗数：7店

(単位：百万円、%)

| | 10年3月末 | | 11年3月末 | | 12年3月末 | | 13年3月末 | | 業界平均 (13年3月末) | |
|--------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|------------------|-------|
| | 残 高 | 構成比 | 残 高 | 構成比 |
| 預 金 | 35,151 | 100.0 | 36,334 | 100.0 | 38,227 | 100.0 | 38,187 | 100.0 | 65,732 | 100.0 |
| うち個人預金 | 27,810 | 79.1 | 29,014 | 79.9 | 31,129 | 81.4 | 31,270 | 81.9 | 52,367 | 79.7 |
| うち法人預金 | 6,757 | 19.2 | 6,813 | 18.8 | 6,598 | 17.3 | 6,429 | 16.8 | 11,118 | 16.9 |
| うちその他 | 584 | 1.7 | 507 | 1.4 | 500 | 1.3 | 486 | 1.3 | 2,247 | 3.4 |

※「その他」には公金預金、金融機関預金が含まれます。

(3) 投資等業務

①投資有価証券

投資有価証券につきましては、債券主体の運用を行ってまいりましたが、破綻公表後は新たな購入は一切なく、資金繰り対策として漸次売却処分を進め、残高簿価は127百万円（平成14年3月末）へと大幅に減少しました。

<投資有価証券残高推移>

(単位：百万円)

| | 11年3月末 | 12年3月末 | 13年3月末 | 13年3月末の評価損益 |
|--------|--------|--------|--------|-------------|
| 投資有価証券 | 1,913 | 2,582 | 3,469 | ▲614 |
| 国債・地方債 | 25 | 519 | 1 | 0 |
| 社 債 | 472 | 333 | 224 | 2 |
| 株 式 | 2 | 296 | 816 | ▲189 |
| そ の 他 | 1,412 | 1,433 | 2,428 | ▲427 |
| 貸付有価証券 | 0 | 0 | 0 | 0 |

②商品有価証券

当組合は、商品有価証券は保有していません。

(4) 固定資産の状況

保有固定資産（営業用不動産、所有不動産）の状況は以下のとおりです。

今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は順次売却する方針といたします。

<固定資産の状況><13年3期>

(単位：百万円)

| | 土 地 | | | | 建 物 | | | |
|--------|---------|-----|------|------|-----|---------|-------|-----|
| | 件 数 | 簿 価 | 評 価額 | 含み損益 | 件 数 | 簿 価 | 簿 価 | 簿 価 |
| | 取 得 価 格 | | | | | 取 得 価 格 | 償 却 後 | |
| 事業用不動産 | 6 | 319 | 408 | 89 | 7 | 900 | 222 | |
| 所有不動産 | 1 | 109 | 19 | ▲90 | 1 | 35 | 1 | |

(注) 事業用不動産の建物の件数は、自前店舗5と賃借店舗の付帯設備2の合計であります。

(5) 不良債権の状況

当組合の不良債権は以下のとおりとなっています。

<リスク管理債権の状況>

(単位：百万円、%)

| 区分 | 12年3月期 | | 13年3月期 | | 業界平均(13年3月期) | |
|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------------|-----------|
| | 貸出金残高 | 貸出金に占める割合 | 貸出金残高 | 貸出金に占める割合 | 貸出金残高 | 貸出金に占める割合 |
| 破綻先債権 | 1,173 | 4.3 | 1,496 | 5.7 | 1,163 | 2.3 |
| 延滞債権 | 5,304 | 19.3 | 4,980 | 18.9 | 4,402 | 8.8 |
| 3ヶ月以上延滞債権 | 544 | 2.0 | 663 | 2.5 | 195 | 0.4 |
| 貸出条件緩和債権 | 1,990 | 7.2 | 1,903 | 7.2 | 2,239 | 4.5 |
| 合 計 | 9,011 | 32.8 | 9,042 | 34.3 | 7,999 | 16.0 |

<金融再生法の開示債権>

(単位：百万円、%)

| 区分 | 平成13年3月期 | | 業界平均(13年3月期) | |
|---------|----------|----------|--------------|----------|
| | 金額 | 債権の占める割合 | 金額 | 債権の占める割合 |
| 破綻更生債権等 | 3,797 | 13.7 | 3,311 | 6.2 |
| 危険債権 | 2,697 | 9.7 | 2,510 | 4.7 |
| 要管理債権 | 2,567 | 9.3 | 2,382 | 4.5 |
| 正常債権 | 18,620 | 67.3 | 44,817 | 84.6 |
| 合 計 | 27,661 | 100.0 | 53,020 | 100.0 |

(6) 関係会社の状況

当組合は、関係会社はありません。

3. 事業譲渡等の見込みについて

(1) 基本方針

①早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持および当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

②優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

③経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

④地域金融機能の維持

当組合の営業地域において、引き続き地域の中小零細企業及び個人事業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないよう配慮いたします。

⑤内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

⑥責任追及体制の確立

預金保険法第83条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

(2) 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、上記基本方針に則った業務運営に努めつつ、業務の円滑な譲渡および善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

(3) 事業譲渡の見込み

事業譲渡を行う相手先については、信用組合としての事業特性や地域経済及び善意かつ健全な中小零細企業者を中心とする取引先への配慮を念頭に置き、事業譲渡先の選定を行った結果、平成14年2月13日に興産信用金庫及び大東京信用組合と事業譲渡契約を締結しました。

今後は、早期に事業譲渡を実現すべく、努力してまいります。

4. 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

(1) はじめに

金融整理管財人は、第三信用組合の旧経営陣、すなわち理事若しくは監事又はこれらの者であった者に対する責任追及を行うことが重要な任務の一つとされていることから（預金保険法第83条）、就任後、金融整理管財人及び金融整理管財人補佐人が、旧経営陣の法的責任につき調査・検討を行ってきましたので、その今日までの状況について報告します。

(2) 刑事責任追及について

背任、業務上横領、事業範囲外の投機的取引等（中小企業等協同組合法第112条）、報告義務違反（協同組合による金融事業に関する法律第10条）などの刑事事件に該当する事案の有無について、会計帳簿、決算書等を精査し、関係職員から事情を聴くなどして調査してきましたが、これまでのところ、刑事責任の追及に相当する事案を発見するには至っておりません。

(3) 民事責任追及について

① 旧経営陣に対する民事責任追及のための調査方針

当組合は、平成13年9月末日を基準として自己査定を実施したところ、取引先の業況悪化などから不良債権が増大し、新たに1,043百万円の償却・引当が必要となり、更に、時価会計の導入により有価証券の評価損額が平成13年9月末日現在において、1,034百万円あり、その減損処理を加えると2,385百万円の債務超過となることが判明したことから、自主再建を断念し、破綻公表へと至ったものです。この自己査定による破綻先・実質破綻先に対する貸付債権は計5,506百万円、83先です。

そこで、上記破綻先・実質破綻先の中から金融検査結果による債務者区分変更先及び償却・引当額の大きい先のうちの大口与信先を調査対象としました。

調査の方法は、貸出稟議書（付属書類を含む）、償却資産台帳、理事会議事録等の関係書類を精査し、関係役職員から事情を聴取するなどして、取引の推移、融資に至る経緯、融資審査の実態、担保徵求の状況、回収状況等を調べ、旧経営陣に対する民事責任の追及に結びつくような法令違反、任務懈怠が認められるか否かという観点から調査・検討を行ってきました。

また、役員、その親族及びこれらの経営する企業に対する融資について、違法性が

なかつたか否か調査・検討しました。

最後に、有価証券等への余資運用についても損失が生じていることから、関係帳簿類を精査し、役職員から事情を聴取するなどして調査・検討を行いました。

②調査の結果

ア 当組合の役職員からの事情聴取と関係資料から総合的に判断しますと、

総じて以下の原因で、当組合の債務超過が必然的に顕在化して経営破綻に至った構造が印象として浮かび上がります。

すなわち、バブル経済崩壊後の長引く不況、資産価値の下落等を背景として、主たる融資先である不動産業、建設業、サービス業、卸・小売業を中心に大口を含む融資先の経営環境が悪化し、更には担保不動産の担保価値の下落によって融資先の不良債権化が進行していく一般的傾向性に加えて、当組合内部においても、信用リスクに対する認識不足及び理解不足の点が見られ、また、融資先に対する評価が主観的であったため融資審査管理が不十分であったこと、優良取引先確保の努力が不足していたこと、大口債権化の抑制など貸出資産の管理・回収や健全化への取組みが不十分であったこと等の点が見られます。

このことから資産の査定については、貸出金に係る二次査定について、妥当性の検討未実施、個別貸倒引当金の算定については自己査定委員会の委員1名で算定し、基準に反しており牽制機能がない、貸倒引当金として計上した額を毀損額として反映せず過小であったことなど、正確性を欠き不適正であったこと等に起因して、大口先を含む貸出資産の回収が進まず、一方において、償却・引当金は、大幅に不足してしまったため、平成13年9月末を基準日とする自己査定では上記の通り債務超過が顕在化したものであります。

また、余資運用面では、有価証券に係る運用基準が策定されていないこと、有価証券の購入に際して商品性や内包するリスクの把握が行われていないことなど、効果的な経営施策が甘く、基本的なリスクの管理・検討が実現出来ておりませんでした。

イ 個々の融資案件を見ると、目立つのは保全不足の例です。これはいわゆるバブル経済崩壊に伴う不動産価額の下落というだけでなく、融資時とりわけ追加融資の際に担保不動産の価値が減少していると認められるにもかかわらず、漫然と融資を実行している例がありました。

もちろん、これらの場合、担保の有無のみにより融資判断を下すべきものではありませんが、そうであるならば、人物評価、財務分析、事業の将来性など、他の要素を検討した上の判断なのか否かが問われるところですが、多くはその内容は判然としないものでした。

ウ 当組合の融資先として貸出を実行するには、貸出の取組姿勢に適切さを欠いていると疑われるものもありました。担保をとらずに貸出を実行し、その後は融資先から申し入れられるままに資金使途や返済財源を検討することなく、漫然と貸出額を増やしていた事案、協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第13条に基づく信用供与等の限度を超過して貸出を実行した事案、同一業種で取引がある会社に対し、しかも、一方を他方の連帯保証人とさせて、両社に融資を実行をしており、一方が倒産したことによって、他方もすぐに倒産し、

両者に対する債権共不良債権化してしまった事案等であります。

エ 債権回収の面についても適切さが疑われるものが少なからずありました。融資先からの元本返済がかなり以前から停止しているにもかかわらず、具体的な返済計画を検討することなく、漫然と期日延長に応じている事案等、当初融資の時から当組合による返済計画が慎重に検討されたのかが疑われる事案が存在しました。当初から一度も元本を完全に回収することなく、次々と元金を増加させて貸付を実行しているうちに結果として利息も元本も共に回収できなくなった事案もみられました。また、担保権実行の措置を迅速に行ってさえいれば、もっと充分な債権回収ができたはずであるにもかかわらず、漫然と放置したために担保価値が下落して結果として極めて不十分な債権回収しか実現できなかつたのではないかと疑わせる事案もありました。

オ 役員関連の貸付については、法定の理事会承認決議を経ているのは当然として、役員の地位利用による不当融資、情実融資、大口融資などがなされたと認められるような案件はありません。

カ 余資運用については、有価証券に係る運用基準が策定されておらず、また、購入に際しても商品性や内包するリスクの把握を充分に行わずに運用していたことなどが問題となります。上記の評価損を計上したのは、我が国全体における株価低迷の影響を受けたことも要因の一つであり、投資した責任を追及するには、より慎重な判断を要します。

③調査結果に基づく検討

ア 以上の調査結果につき、民事責任の有無を検討する必要があると思われる問題点を大別しますと、法令・定款等の明白な違反が問題となるもの・上記には至らないものの、信用組合として当然要求される業務の懈怠が問題となり、これについて役員の善管注意義務違反の疑いがもたれるものであります。

イ 法令・定款違反の問題として、追加融資を行えば、信用供与限度額を超える程の大口先となることを承知しながら、特段の検討することなく融資を実行し、多額の不良債権を発生させている事案などがあり、これらは、明らかに当組合の貸付権限に疑問の持たれる貸付であります。当管財人らは、かかる事案について、今後さらに融資した当時の状況等を検討し、民事責任追及に充分な違法性の存在を旧経営陣に認定できるか否か、および、かかる融資について、違法性と損失との間の因果関係が果たして認定できるか否かについて、慎重な追加調査が必要と判断され、現時点では提訴を行うには至っていません。

ウ 保全不足が認められる事案、貸出の取組姿勢に適切さを欠いていると疑われる事案、債権回収に適切さが疑われる事案としては①バブル期において不動産業の不動産取得資金や株式購入資金に対して、充分な保全措置を取らないまま融資を実行し、バブル崩壊と共に不良債権化している事案、②当初約6100万円の預り金に対して1億円を貸し付け、その後、何ら担保を取得しないまま、債務者の意向どおり次々と追い貸しを行い、その後も担保を取得しないまま貸越額を増やし、約3年間で約

4億2000万円を貸し越し、結局、このほとんどである4億1200万円が回収不能となっている事案、③同一業種で取引がある会社に対し、しかも、一方を他方の連帯保証人とさせて、両社に融資を実行しており、一方が倒産したことによって、他方もすぐに倒産し、両者に対する債権が不良債権化してしまった事案などがありますが、かかる事案について、融資債権の不良債権化が果たしてバブル崩壊に起因するのか、かかる要因以上に、旧経営陣の善管注意義務違反に起因するのか、そして、損失の発生との間に因果関係が存在すると言えるのかについて、今後さらに調査検討が必要であり、現時点では、提訴を行うには至っていません。

(4) 旧経営陣に対する損害賠償請求権等の処理

上記のとおり、旧経営陣に対する民事責任追及をなしうる明確な案件は現在までのところ発見するに至っていませんが、今後新たな事実が判明し、その調査結果次第では責任が肯定される事案も出てくる可能性があります。ただ当組合は本年7月15日事業譲渡予定であり、それまでに結論を出すのは困難な状況です。

そこで、旧経営陣に対する責任追及に関しては、株式会社整理回収機構において引き続き調査・検討がなしうるよう、当管財人らが行った調査に係る関係資料を同社に引き継いだ上、同社において責任追及を行いうるよう旧経営陣に対する損害賠償請求権等を同社に譲渡いたします。